

## 栃木県森林整備業務執行要領の運用について

県が発注する森林整備業務（以下「整備業務」という。）について、栃木県森林整備業務執行要領（以下「要領」という。）の運用について次のとおり定める。

第1 要領第2条第3号で規定する簡易工作物等の設置とは、次に掲げる業務（以下「当該業務」という。）で、造林業務又は保育業務を一業務として発注し、その直接工事費に占める当該業務の割合が50%未満のものをいう。

- (1) 木柵又は木筋工等の簡易施設の設置
- (2) 作業歩道の設置
- (3) (1)(2)の他、これらに類するもの

第2 要領第2条第5号は、災害時等真にやむを得ない事態への対応を想定して定めたものであり、当該号を適用するに当たっては森林整備課に協議するものとし、安易な適用は厳に慎むものとする。

第3 要領第5条第2項第1号で規定する最低制限価格の設定等に係る手続きは、栃木県最低制限価格制度事務処理要領第2(2)カを適用する。

第4 栃木県森林整備業務委託契約書第11条第1項第2号に規定する主任技術者は、次に掲げる者のうちのいずれかとする。

なお、森林施業プランナーのみの資格者は、上記契約書第11条第5項に規定する現場代理人との兼務はできないものとする。

- (1) 技術士法に規定する技術士（森林部門に限る。）の登録を受けた者
- (2) 森林法に規定する林業普及指導員資格試験に合格した者
- (3) 森林法の一部を改正する法律に規定する林業専門技術員資格試験に合格した者
- (4) 一般社団法人日本森林技術協会が林業技士として認定し、登録した者
- (5) 栃木県基幹林業技能者育成確保対策事業実施要領の規定に基づく基幹作業士として認定された者
- (6) 栃木県林業技能習得促進事業実施要領の規定に基づく林業技能作業士として認定された者
- (7) 栃木県林業労働力確保緊急対策事業実施要領、栃木県林業作業士育成研修事業実施要領又は栃木県基幹林業就業者等養成研修実施要領の規定に基づく林業作業士として認定された者及び林業カレッジ研修実施要領の規定に基づく林業作業士として認定された者
- (8) 建設業法施行令に規定する土木施工管理又は造園施工管理の技術検定に合格した者で、県が実施する森林整備監理技術研修を修了した者
- (9) 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令に規定する研修修了者名簿への登録を行った者（フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）
- (10) 森林施業プランナー協会が森林施業プランナーとして認定し、登録した者
- (11) 栃木県林業大学の「就業前長期課程」を卒業した者
- (12) 栃木県林業大学の「就業後基礎研修課程[初級]」及び「就業後スキルアップ研修課程[中級]」を修了した者

- 第5 この運用については、平成20年4月1日から適用する。ただし、第4は、平成20年7月1日から適用するものとし、それまでの間は、従前の規定を適用する。
- 2 この運用については、平成21年4月1日から適用する。
  - 3 この運用については、平成22年1月1日以降に入札通知をするものから適用する。
  - 4 この運用については、平成25年4月1日から適用する。
  - 5 この運用については、平成28年11月24日から適用する。
  - 6 この運用については、令和2(2020)年12月23日から適用する
  - 7 この運用については、令和6(2024)年4月1日から適用する